

役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人佐々木泰樹育英会（以下「本財団」という。）定款第14条及び第28条に基づき、理事、監事及び評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益の一切をいう。費用とは明確に区分されるものとする。

(2) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、宿泊費、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本財団は、理事、監事及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給する。

2 本財団は、理事又は評議員に対し奨学金給付等対象者の選考を委嘱した場合、その職務執行の対価を支給することができる。

3 この法人は、理事、監事及び評議員に対し、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

4 この法人は、理事、監事及び評議員に対し、その地位にあることのみに基づいて報酬等を支給しない。

(報酬の額)

第4条 理事、監事及び評議員に対する報酬の額は、理事会、評議員会等の会合への出席1回につき、3万円（税抜）とし、これをその都度支給する。ただし、会合への出席に伴い生じた交通費は別途支給しない。

2 理事又は評議員に対し奨学金給付等対象者の選考を委嘱した場合の職務執行の対価として、審査会への出席1回につき、3万円（税抜）とし、これをその都度支給する。ただし、審査会への出席に伴い生じた交通費は別途支給しない。

3 理事、監事又は評議員に対し費用を支払う場合、事前に理事会の承認を受けなければならない。事前承認を受けていない場合には、直近の理事会において報告の上、事後承認を得なければならない。

4 第1項及び第2項に定める報酬額がこの法人と同種の法人における理事、監事及び評議員に対する報酬額の相場から著しく乖離している等の特段の事情が存する場合には、

理事、監事及び評議員に対する報酬額を評議員会の決議により変更することができる。

(改正)

第5条 本規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

(実施細則)

第6条 本規程の実施に必要な細則は、理事会が別に定める。

附則

本規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

本規程は、平成29年11月21日から施行する。